

コンプライアンスの推進に関する規程

〔平成22年2月2日〕
規程第5号

改正 平成22年3月31日規程第9号
改正 平成23年9月30日規程第33号
改正 平成27年3月26日規程第6号
改正 平成27年3月31日規程第20号
改正 令和2年1月27日規程第5号
改正 令和3年3月30日規程第9号
改正 令和4年3月31日規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）におけるコンプライアンスの推進及びその体制の構築を図るために必要な事項を定め、もって機構の社会的信頼の維持及び向上並びに業務の公正性及び公平性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、役員及び職員（任期付職員、パートナー職員及び臨時に勤務する職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。）（以下「役職員」という。）が遵守すべき法律及びこれに基づく命令（告示及び通知を含む。）並びに機構における各種規程（要領、達及び通達を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「部等」とは、組織規程（平成15年規程第1号）第2条第1項及び第2項の規定により本部に置く部、内部監査室、監事室、研究担当職及び職業センターをいう。

4 この規程において「施設」とは、組織規程第5条に規定するもの及び同規程の他の規定によりこれらに置くものをいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、機構の公共的使命と社会的責任を自覚するとともに、コンプライアンスを徹底し、公正かつ公平な業務遂行に努めなければならない。

2 役職員は、機構が業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報の開示を行うこと等により社会的信頼の確保に努めなければならない。

(体制)

第4条 理事長は、最高責任者として、コンプライアンスの推進及びその体制の構築を指揮する。

2 総務担当理事は、理事長を補佐し、コンプライアンス総括管理者として、コンプライアンスの推進及びその体制の構築を総括する。

3 部等及び施設の長（研究担当職にあつては、研究主幹とする。）は、コンプライアンス推進責任者として、部等及び施設におけるコンプライアンスに関する取組を総括する。

（コンプライアンス推進委員会の設置）

第5条 機構におけるコンプライアンスに係る取組の検討、審議等を行うため、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成等）

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- （1）理事長代理
- （2）理事
- （3）研究主幹
- （4）総務部長
- （5）経理部長
- （6）企画部長
- （7）求職者支援訓練部長
- （8）情報システム総括管理部長
- （9）職業リハビリテーション部長

2 委員会に委員長を置き、理事長代理をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

6 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

（委員会の任務）

第7条 委員会は、次の事項について検討、審議等を行い、その結果を理事長に報告する。

- （1）コンプライアンスに関する基本方針及び年度計画の策定並びに推進状況の点検に関する事項
- （2）重大なコンプライアンス違反行為の原因究明及び再発防止に関する事項
- （3）その他委員会が必要と認めた事項

（委員会の運営）

第8条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進及びその体制の構築に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月2日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第9号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規程第33号）
この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第6号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第20号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日規程第5号）（抄）
（施行期日）
第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規程第9号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第10号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。